

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 5 年 6 月 1 日（諮問第 1 6 6 号）

答申日：令和 6 年 2 月 1 3 日（答申第 1 6 6 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、一部を不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和 4 年 1 0 月 3 日付けで北九州市情報公開条例（平成 1 3 年北九州市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する開示請求権に基づき行った

「朝日新聞朝刊 2 0 2 2 年 9 月 2 2 日（木）に“火災を自動通報、新折尾市場にも、北九州市が装置設置”との報道があった。これによると、税金を支出して過去にも同装置を他の場所にも設置したとうかがえる。そこで、開示請求内容

1. これらの支出根拠を規定した関連の条例や規則や告示文書やその他の文書
2. これらの文書を作成に至った原因（なぜ北九州市がこの文書取得が必要かと言うこと）から文書取得、公告等に至る、意思形成過程が分かる一切の文書資料。 3. 今日までに火災報知装置を設置した場所や設置金額及び設置に至った原因から起案文書作成、図面作成、見積、入札、契約、施行、支払検収、完成等、施行しなければならなかった原因（なぜ税金を支出してまで設置するのかと言うこと）から完成に至るまでの、意思形成過程が分かる一切の文書資料。

4. 今後も同様設置を予定されている施設の場所や、なぜ税金を支出してまで設置するのか、と言う意思形成過程が分かる一切の文書資料」

を対象とする行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対して、令和 4 年 1 0 月 1 7 日付け北九消予指第 1 9 3 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定処分（以下「原処分」という。）において不開示とした部分の開示及び改めて作成しての開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

(1) 各市場の平面図が不開示とされているが、これでは火災報知装置等の設置場所が適切か否か、本当に設置されているのかどうか等、その実情の視察・検証

等を行うことができない。営業店舗や空き店舗等の状況は市場を視察すれば分かるのだから不開示とする理由はなく、また不審者による放火の恐れはどこの市場でも同様にある。

- (2) 開示された文書には、添付書類があることを示しているものがあるが、この添付書類が開示されていない。原処分後、別途開示を受けたが、そもそも情報公開条例の趣旨をしっかりと理解し、適正な開示を行うべきである。
- (3) 開示された文書のうち、「随意契約により契約する場合の事前確認表」にはこれを証する何らの書類も添付されていない。確認内容を記載した別紙があつてしかるべきであり、市職員が通常業務を省略したか、怠ったかしたものである。

第 3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和 4 年 10 月 3 日付けで、審査請求人より条例第 5 条の規定に基づく本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同月 17 日付けで条例第 7 条第 1 号、同第 2 号及び同第 4 号に該当することを理由として原処分を行ったところ、これを不服として令和 5 年 1 月 5 日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 火災における出火原因のうち、放火はかなり上位にランクするもので、工事中の建物、空き家、空き室については建物内部に侵入して放火する機会が多いことから、市場の平面図を開示することで、空き店舗の場所等が判明し、放火のおそれが高まる。同時に、平面図によって侵入経路、事前の計画といったものに悪用され、犯罪が発生するおそれがある。

なお、市場を歩けば、営業店舗、空き店舗がわかると思われるかもしれないが、実際には物置として利用している等で見したところで管理状況がわかるものではない。

- (2) 開示対象から除外していた添付書類については、メーカーのカタログや型式等の書類のため本件対象文書には該当しないと判断していたものだが、本審査請求の提起を受けて既に開示している。
- (3) 「随意契約により契約する場合の事前確認表」については、北九州市委託業務要綱により、随意契約を行う場合にその適切な実施を目的として行う事前確認である。予定価格の積算等随意契約を締結するに当たり必要な工程におい

て、きちんとなされているかを改めて確認するものであって、この確認表に資料を添付することは求められておらず、当該契約に当たってもそのような資料は作成していない。

- (4) 情報公開制度においては、原則として公開すべきであることは重々承知しているが、犯罪予防情報であることや、火災通報装置を付けている場所が市民の方のお店や家の中であるためプライバシーの観点からも不開示情報であると判断せざるを得ない。

3 よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本審査請求の一部棄却を求める。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 5 年 6 月 1 日 諮問の受付
- ② 令和 5 年 8 月 3 1 日 審議
- ③ 令和 5 年 10 月 5 日 審議
- ④ 令和 5 年 11 月 1 3 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ⑤ 令和 5 年 12 月 1 1 日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ⑥ 令和 6 年 1 月 2 3 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、本審査請求について、処分庁及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 条例第 7 条第 1 号該当性について

原処分において、見積書、入札（見積）書、委任状、業務計画書に記載された法人担当者の氏名・印影、代理人の住所・氏名・印影・生年月日及び管理技術者の氏名は、条例第 7 条第 1 号に該当するとして不開示とされている。したがって、条例第 7 条第 1 号該当性について検討する。

- (1) 条例第 7 条第 1 号本文は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について同号ただし書の場合を除き不開示情報と定めている。個人に関する情報とは、個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報をいい、個人に関連する情報全般を意味している。

- (2) 条例第 7 条第 1 号アは「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、何人に対しても等しく公開される場合には、個人に関する情報ではあっても不開示情報には該当しないとして除外している。
- (3) 条例第 7 条第 1 号イは「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、開示しないことによる当該個人の権利利益よりも、開示することによる人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が大きい場合には、個人に関する情報ではあっても不開示情報には該当しないとして除外している。
- (4) 条例第 7 条第 1 号ウは、当該個人が公務員等である場合の職務の遂行に係る情報のうち、「当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがない限り個人に関する情報ではあっても不開示情報には該当しないとして除外している。
- (5) 原処分において条例第 7 条第 1 号に該当するとして不開示とされたのは、法人担当者の氏名・印影、代理人の住所・氏名・印影・生年月日及び管理技術者の氏名である。これらの情報は、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書ア乃至ウのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

2 条例第 7 条第 2 号該当性について

原処分において、支出負担行為伺書（決定）、支出命令書、業務計画書、業務完了報告書、見積書、請求書兼領収書、選定指名業者一覧に記載された法人の支払口座情報、印影及び等級は、条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示とされている。したがって、条例第 7 条第 2 号該当性について検討する。

- (1) 条例第 7 条第 2 号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要である場合を除いて不開示情報と定めている。これは、法人等の適正な事業活動を尊重し、正当な利益を保護する観点から、事業を行うものの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報をいう。
- (2) 原処分において条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示とされたのは、法人の支払口座情報、印影、等級である。これらの情報は、法人に関する情報であって、権利利益に関するものであり、条例第 7 条第 2 号にいう「法人等に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である。

3 条例第 7 条第 4 号該当性について

原処分において、各市場の平面図は条例第 7 条第 4 号に該当するとして不開示とされている。したがって、条例第 7 条第 4 号該当性について検討する。

(1) 条例第 7 条第 4 号は、「公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」について不開示情報と定めている。行政文書に含まれる情報には、公にすることによって犯罪が容易になるような情報や犯罪の被害者となるおそれが生じるような情報が含まれている。このことから、公にすることにより、人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物への不法な侵入又は破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報について不開示とするものである。

(2) 当審査会が処分庁から聴取した内容によると、火災における出火原因のうち、放火の割合は非常に高く、実際に工事中の建物、空き家、空き室の内部に侵入しての放火が多く起こっている。このことを考えると、平面図を開示することによって、空き店舗の場所等が明らかになることで放火のおそれが高まると考えて不思議はないと思われる。また、実際に犯罪行為に着手するに当たって、平面図があることで事前に侵入経路を確認するなど計画を立てやすくなるなど犯罪の発生を招くとの主張にも無理はないと考える。

審査請求人は、市場を視察することで、営業店舗や空き店舗等の状況がわかるのだから、平面図を開示することにより犯罪が生じるおそれが高まるということはないと主張するが、日中の市場の状況からは一見したところではその場所の管理状況が不明確であることからすると、審査請求人の主張は採用することができない。

したがって、各市場の平面図は、公にすることにより火災や不法侵入等の犯罪が生じるおそれがある情報であるといえる。

(3) 前述のとおり、各市場の平面図の情報は、条例第 7 条第 4 号にいう「公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当するため、不開示とすることが妥当である。

4 本件対象文書の特定について

原処分において開示された文書には、業務計画書及び業務完了報告書に明記されてある添付書類のうち火災通報装置の使用機器の書類は含まれていない。これ

について、当審査会が処分庁に確認したところ、業務計画書及び業務完了報告書の添付書類のうち、火災通報装置等の設置場所平面図を除いた書類については、「請求内容から開示の必要はないと判断した」とのことであった。

また、本審査請求の後に、処分庁がこれらの書類についても審査請求人への開示を行っており、審査請求人に不利益が生じていないことを考慮しても、本件対象文書の特定において、違法又は不当な点があったとはいえない。

- 5 「随意契約により契約する場合の事前確認表」に添付の資料が存在しないこと
- (1) 北九州市委託業務要綱第9条は、第1項で原則として委託契約は競争入札によることと規定しており、第3項で、例外的に随意契約の方法を採る場合も、「合理的な理由のある場合に限定し、安易に随意契約によって契約をしないようにするものとする」としている。そして、第5項において「随意契約による委託業務の契約をしようとするときは、適正な事務処理を図るため、別に定める確認表に基づき、各契約主管課において事前確認を必ず行うものとする」と義務付けている。「随意契約により契約する場合の事前確認表」とは、この確認表のことをいい、随意契約の締結に際して、委託の要件や予定価格の設定等それぞれの項目が適切に実施されたかを事前に確認するためのものであり、この確認表に資料を添付することは求められていない。審査請求人は、こうした確認表の作成にあたっては確認内容を記載した別紙があつてしかるべきであると主張する。しかしながら、元々確認表に基づき行う事前確認において、資料の添付は求められておらず、予定価格の積算状況等は契約に係る書類に記載されていることからすると、処分庁がこの確認表の作成のために資料を作成していないことについて、特段問題があるとはいえない。
- (2) 前述のとおり、「随意契約により契約する場合の事前確認表」に添付の資料が存在しないことをもって、職員が通常行うべき事務を省略又は怠つたと判断することはできない。

6 まとめ

以上のとおり、原処分は違法又は不当な点は見受けられないため、前記第1のとおり判断する。

北九州市情報公開審査会

会長 阿野寛之
委員 神陽子

委員	熊	谷	美佐子
委員	仲	野	宏 子
委員	中	村	智 美